

福祉のまちづくり条例に 基づく協議ガイド



- 事前協議・完了届・整備基準適合証について・・・ 1
- 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 指定施設新築等（変更）事前協議書・・・・・・ 5
- 適合状況項目表、便所のチェックリスト・・・・ 6
- 指定施設工事完了届・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 整備基準適合証交付請求書・・・・・・・・・・・・ 27
- 整備項目適用表（指定施設別の整備項目一覧）・・・ 28
- （参考）建築物移動等円滑化基準チェックリスト・・・・ 32

令和7年10月
川崎市

1 事前協議について

川崎市福祉のまちづくり条例第 15 条の規定による事前協議には、次により、指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（5 ページ）を提出してください。

(1)提出期限

- ・ 確認申請を要する指定施設 : **確認申請をする日の 30 日前まで**
- ・ その他の指定施設 : 新築等の工事に着手する日の 30 日前まで

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局指導部建築管理課
(TEL 044-200-3088 本庁舎18階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-3549 本庁舎19階)

(3)提出方法

- ア 紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合、**2 部**（正本・副本各 1 部）提出
※副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。
- イ 電子申請の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

- ア 指定施設新築等（変更）事前協議書（第 5 号様式）（5 ページ）
※電子申請の場合、フォームに必要事項記入と用途の内訳等がわかる面積表を提出
- イ 適合状況項目表（A-1 又は A-2 様式）便所のチェックリスト（6～25 ページ）
- ウ 付近見取図・配置図・各階平面図
- エ その他市長が必要と認める図書（エレベーター仕様書及び詳細図、便所詳細図等）
※A 4 判ファイルで綴ってください。

(5)変更届について

協議終了後に計画を変更する場合は、上記(3)～(5)と同じ書類により「変更」の協議をしてください。

(6)その他

- ・ 31 ページ「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」は、確認申請時に活用ください。
- ・ 様式や協議ガイド、整備マニュアル等は、次の川崎市ホームページに掲載しています。

「かわさき福祉のまちづくり」

→ 『川崎市福祉のまちづくり条例』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-4-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

より使いやすい建築物として整備するために（参考）

高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要の高まりから、国土交通省が策定しているバリアフリー設計のガイドライン「**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**」（令和7年度改正版）が令和7年5月に改正されました。あわせてご活用ください。（建築設計標準は国土交通省ホームページに掲載）

令和7年度改正の概要

- ① 便所：車椅子使用者便房の複数化に関する基準の記述の変更
- ② 客席：車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更
- ③ 駐車場：車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更

2 完了届について

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定による工事完了の届出は、次により、指定施設工事完了届（第6号様式）（26ページ）を提出してください。

(1)提出期限

工事完了後、すみやかに提出してください。その後、完了検査を行います。

(2)提出先

協議担当課 { 建築物、駐車場 …まちづくり局指導部建築管理課
(TEL 044-200-3088 本庁舎18階)
鉄道の駅等 …まちづくり局交通政策室
(TEL 044-200-3549 本庁舎19階)

(3)提出方法

- ア 紙媒体（窓口及び郵送）で提出の場合、**2部**（正本・副本各1部）提出
※副本は正本の写しとし、添付物も同様としてください。
- イ 電子申請の場合、オンラインで必要事項記入及び適合状況項目表や図面のデータ提出

(4)提出物

- ア 指定施設工事完了届（第6号様式）（26ページ）
※電子申請の場合、フォームに必要事項記入
- イ 整備対象箇所のカラー写真（寸法等が判断できるもの）
※A4判縦型に整理してください。
- ウ 完成図面（整備内容に軽微な変更があった場合）
※整備内容がわかるようにしてください。

3 整備適合証について

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合していると認められる場合は、整備基準適合証の交付を請求することができますので、「整備基準適合証交付請求書」（第1号様式）（27ページ）を提出してください。

なお、事前協議で整備基準適合となった場合でも、工事完了後整備の状況により「整備基準適合証」を交付できないことがありますので、予めご了承ください。

(1)提出先

まちづくり局指導部建築管理課（本庁舎18階）

(2)掲示位置

交付を受けた適合証は、出入口等の見やすい位置に掲示してください。

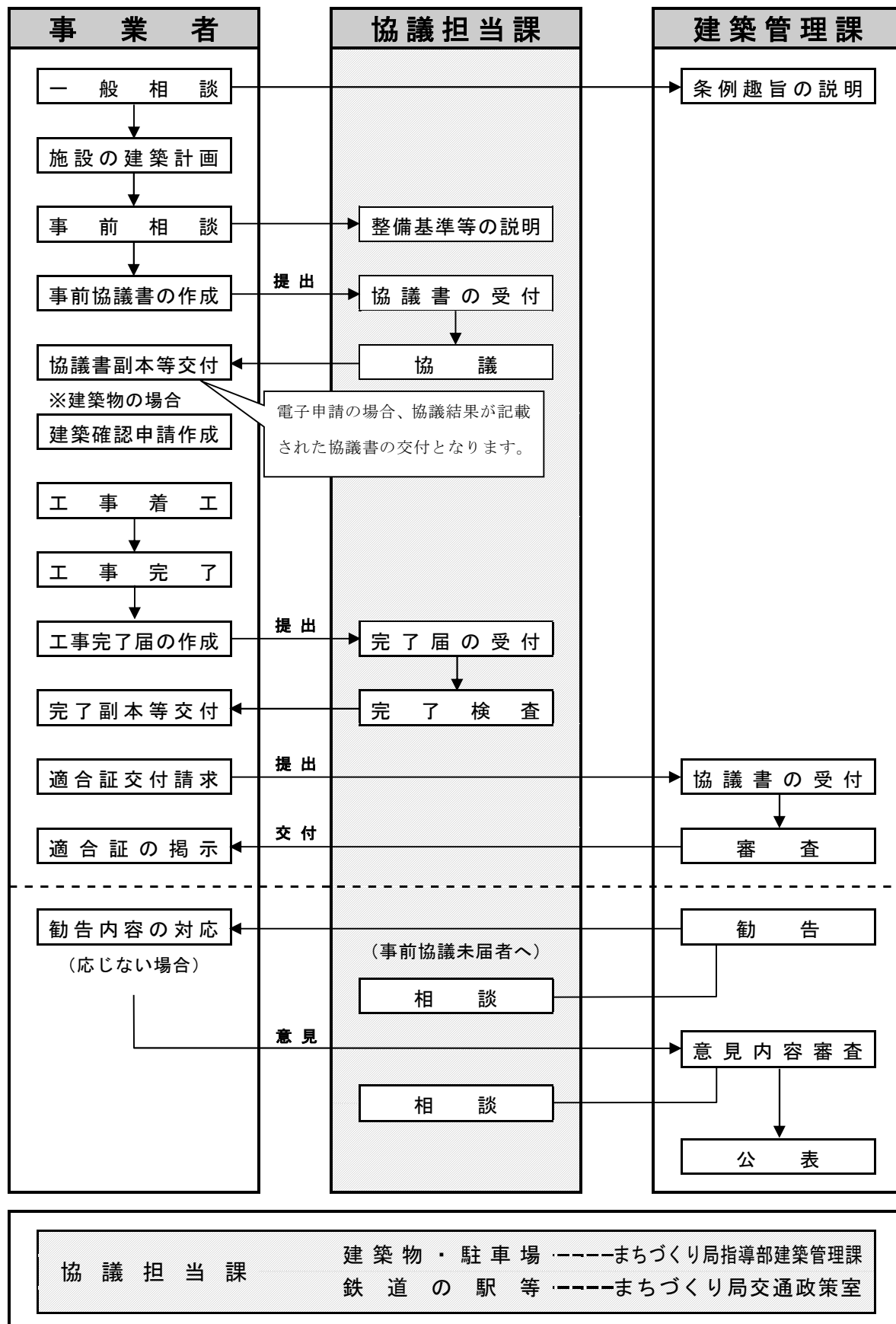
4 整備済ステッカーについて

事前協議が成立し、工事完了検査の結果、整備基準に適合、若しくはただし書適用による整備基準に適合である場合は、整備済ステッカーを交付します。

整備済ステッカーは、施設の受付や主要な入り口等の見やすい場所に掲示してください。

福祉のまちづくり条例事務の流れ

〔新築等〕



指定施設新築等(変更)事前協議書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり協議します。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構造		造 階	
新築等の種類		新築(新設)・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え			
指定施設の規模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分	その他の部分	合 計	
指定施設の延べ面積		m ²	m ²	m ²	
用途の内訳	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	()	m ²	m ²	m ²	
	共用部分	m ²	m ²	m ²	
駐車場の駐車台数		台(うち機械式 台・車椅子使用者用駐車施設 台)			
工事予定年月日		着手	年 月 日	完了	年 月 日
連絡先	住所			法人名	
	氏名			電話	
※ 受付欄		※協議終了年月日 年 月 日			
		※ 審査結果等			

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類	(区分 :)

※印欄は記入しないでください

整備基準	内容	協議※	検査※
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上（キについては全て）を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。）までの経路	有 無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。（利用居室が設けられていないときは、道等））までの経路	有 無		
エ 共同住宅等である場合 道等から住戸等までの経路	有 無		
オ 共同住宅等に車椅子使用者用便房を設ける場合 住戸等から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
カ 共同住宅等に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から住戸等までの経路	有 無		
キ 公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適 否		
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適 否		

2 敷地内の通路				
(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	水はけの良い仕上げ	適	否	
ウ	段の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否	
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否	
	(エ) 蹴込板の設置	適	否	
エ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否	
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否	
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路				
ア	幅は、140cm以上	cm		
イ	戸の有無	有	無	
(ア)	出入口の幅は、90cm以上	cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	幅は、140cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm		
(イ)	勾配は、1/15以下（高さが20cm以下の場合は、1/12以下）	1/		
(ウ)	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	
(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)の ア・エ中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。		適用		

3 出入口					
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)					
ア	幅は、80cm以上	cm			
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口					
ア	幅は、90cm以上	cm			
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置	適	否		
エ	戸の前後の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の設置	適	否		
4 廊下等					
(1) 利用者の利用に供する廊下等					
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
イ	階段の <u>上下端</u> 、傾斜路の <u>上端</u> に近接する部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否		
ウ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等					
ア	幅は、140cm以上（共同住宅等で廊下等の末端付近及び区間30m以内ごとに車椅子が転回に支障のない構造の部分を適切に設けた場合は、120cm以上）	cm			
イ	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
ウ	適切に手すりを設置（社会福祉施設（保育所を除く。）・医療施設に限る。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		

5 階段					
(1) 主たる階段の幅は、130cm以上			cm		
	否の場合、7に規定するエレベーター・乗降ロビーの設置	適	否		
(2)	手すりの設置（踊場を含む。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ			適	否	
(4) 段を容易に識別できる構造			適	否	
(5) つまづきにくい構造			適	否	
(6) 段鼻に滑り止めの設置			適	否	
(7) 蹴込板の設置			適	否	
(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設			適	否	
(9) 回り階段としない（主たる階段）。			適	否	
6 傾斜路					
(1) 利用者の利用に供する傾斜路					
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否		
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設	適	否		
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路					
ア	幅は、140cm以上（階段に併設するものにあっては、90cm以上）	cm			
イ	勾配は、1/12以下	1/			
ウ	高さ60cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
オ	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否		

7 エレベーターその他の昇降機					
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー					
ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、住戸等、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止		適	否		
イ 籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上			cm		
ウ 籠の奥行きは、135cm以上	奥行き		cm		
エ 籠の幅は、140cm以上 (床面積の合計が2,000㎡以上はスに記入)	幅		cm		
否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上	奥行き		cm		
	幅		cm		
オ 乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上	幅		cm		
	奥行き		cm		
カ 籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		適	否		
キ 籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置		適	否		
ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		適	否		
ケ 籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置		適	否		
コ 籠内の左右両面の側板に、手すりを設置		適	否		
サ 籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置		適	否		
シ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置		適	否		
ス 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーター					
(ア) 籠の幅は、140cm以上（寄宿舍・事務所・工場・複合施設については、奥行き152cm以上・幅105cm以上も可）	幅		cm		
	奥行き		cm		
(イ) 籠は、車椅子の転回に支障がない。		適	否		
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー					
(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による表示の設置		適	否		
(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設		適	否		
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		適	否		
(4) エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色		適	否		

8 便所							
(1) 利用者の利用に供する便所の設置 ※別紙チェックリスト添付				適	否		
利用者の利用に供する階の階数				階			
便所設置階から除外する階の階数				階			
利用者の利用に供する便所の数				箇所			
偏りなく配置				適	否		
(2) 利用者の利用に供する便所の床面は、滑りにくい仕上げ				適	否		
(3) 車椅子使用者用便所の設置 ※別紙チェックリスト添付				適	否		
設置が必要な数				箇所			
車椅子使用者便房の数				箇所			
(4) 建築物に1か所以上の車椅子使用者用便所の設置（(3)で車椅子使用者用便房が設置されない場合） ※別紙チェックリスト添付				適	否		
(5) 車椅子使用者用便房の構造							
ア 車椅子使用者用便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上			便所	cm			
			便房	cm			
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否		
ウ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否		
エ 車椅子使用者用便房の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上（構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上）			幅	cm			
			奥行き	cm			
オ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否		
カ 附属器具は円滑に利用できるもの（必要に応じて緊急通報装置を設置）				適	否		
キ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置				適	否		
ク 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努める。				適	否		
ケ 車椅子使用者用便房を外部出入口のある階に設置するよう努める。				適	否		
(6) 水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置				適	否		
(7) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置				適	否		
(8) (3)又は(4)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所							
ア 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。				適	否		
イ 手すり付きの腰掛式便器の設置				適	否		
ウ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置				適	否		

エ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置		適	否		
(9) (6)から(8)に定める便所・便房は次に定める構造とするよう努める。					
ア 便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上		便所	cm		
		便房	cm		
イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保		適	否		
(10) (3)から(8)に定める便所の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。		適	否		
9 駐車場					
総駐車施設の数			台		
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置（200以下の場合は、2/100以上、200を超える場合は、1/100＋2以上）			台		
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造					
ア 幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上		幅	cm		
		奥行き	cm		
イ 1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置		適	否		
ウ 平たんな場所に設置		適	否		
10 レジ通路等					
レジ通路等の幅は、90cm以上			cm		
11 浴室、シャワー室又は更衣室（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）					
(1) 出入口					
ア 幅は、80cm以上			cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否		
(2) 床面は、滑りにくい仕上げ		適	否		
(3) 車椅子利用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保		適	否		
(4) シャワー、手すり等を適切に配置		適	否		
(5) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮		適	否		

12 客室					
総客室数			室		
(1) 車椅子使用者用客室を設置 (必要室数は、総客室数の1/100室以上)			室		
(2) 車椅子使用者用客室の構造					
ア 便所			適	否	
便所の構造	床面は、滑りにくい仕上げ		適	否	
	車椅子使用者用便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上	便所	cm		
		便房	cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否	
	手すり付きの腰掛式便器の設置		適	否	
	車椅子使用者用便房の幅・奥行きの内法は、それぞれ200cm以上 (構造上やむを得ない場合、一方を150cm以上)	幅	cm		
		奥行き	cm		
	円滑に利用できる構造の洗面器を設置		適	否	
	附属器具は円滑に利用できるもの (必要に応じて緊急通報装置を設置)		適	否	
	小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器等 (受け口の高さ35cm以下のものに限る。) の設置		適	否	
車椅子使用者用便房内に荷物台を設置		適	否		
否の場合、同じ階に8(5)(ケを除く。)に定める構造の便所が1以上 (男女の区別があればそれぞれ1以上) ある。			適	否	
イ 浴室			適	否	
浴室の構造	出入口の幅は、80cm以上		cm		
	戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。		適	否	
	床面は、滑りにくい仕上げ		適	否	
	車椅子利用者が円滑に利用することができる十分な空間を確保		適	否	
	シャワー、手すり等を適切に配置		適	否	
	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さの配慮		適	否	
否の場合、同じ階に11に定める構造の共同浴室が1以上 (男女の区別があればそれぞれ1以上) ある。			適	否	
ウ 客室内は、車椅子使用者が円滑に移動・回転できるよう十分な空間を確保			適	否	
エ ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保			適	否	
オ 床面は、滑りにくい仕上げ			適	否	
カ 客室の出入口に点字等による案内を設置するよう努める。			適	否	

13 客席等及び舞台				
総座席数	席			
(1) 車椅子使用者用部分の設置（総座席数が400以下の場合は、2以上、400を超える場合は、1/200以上）	席			
ア 観覧しやすい位置に設置	適	否		
イ 幅90cm以上、奥行き135cm以上	適	否		
ウ 1以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上とするよう努める。	適	否		
エ 床は平らとし、表面は滑りにくい仕上げ	適	否		
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上確保	適	否		
14 標識				
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置				
エレベーターその他の昇降機	適	否		
車椅子使用者用便房	適	否		
水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房	適	否		
ベビーチェアを設けた便房	適	否		
車椅子使用者用駐車施設	適	否		
乳幼児等用施設	適	否		
(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	適	否		
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの	適	否		
15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）	適	否		
イ 点字等による表示	適	否		
(2) 案内所の設置	有	無		

16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(1) 窓口等に、文字により情報を表示する設備の設置	適	否		
(2) 会議室に、スクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適	否		
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置するよう努める。	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度	cm			
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置	適	否		
出入口の幅は80cm以上	cm			

「利用者の利用に供する便所」及び「車椅子使用者用便所」の箇所数を確認するものとして、事前協議届出書に添付する適合状況項目表（A-1様式）の別紙チェックリストの様式です。

階	階全体の床面積 (㎡)	利用者の利用に供する 部分の床面積 (㎡) 告示適用後の床面積	階の種類	利用者の利用に供する 便所の箇所数 男、女※	車椅子使用者用便 房の箇所数 男、女※	備考
5 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由:) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由:) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由:) ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階 ☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由:) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由:) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由:) ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
4 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由:) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由:) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由:) ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
3 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由:) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由:) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由:) ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
2 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由:) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由:) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由:) ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
1 階			☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階	男__、女__	男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階 (理由:) ☐ 利用者が滞在する時間が短い階 (理由:) ☐ その他管理運営上やむを得ない階 (理由:) ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便房のみ設ける階
建物全体 (合計)						

※男女の別が無い場合は記載不要

適合状況項目表

(公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設用)

名 称	
公共的施設の種類	(区分：)

※印欄は記入しないでください

整備基準 (▲：整備に努める項目)	内容	協議※	検査※
1 移動等円滑化経路			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を移動等円滑化経路にすること			
ア 利用居室を設ける場合 道等から利用居室(利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。)までの経路	有 無		
イ 車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室(利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。(利用居室が設けられていないときは、道等))から車椅子使用者用便房までの経路	有 無		
ウ 車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室が客席等の場合は、客席等の出入口と車椅子使用者用部分までの経路を含む。(利用居室が設けられていないときは、道等))までの経路	有 無		
(2) 移動等円滑化経路上には階段又は段を設けていない。	適 否		
否の場合、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	適 否		

2 敷地内の通路				
(1) 利用者の利用に供する敷地内の通路				
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否	
イ	水はけの良い仕上げ	適	否	
ウ	段の有無	有	無	
(ア)	手すりの設置	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 段を容易に識別できる構造	適	否	
	(ウ) つまづきにくい構造	適	否	
	(エ) 蹴込板の設置	適	否	
	エ	傾斜路の有無	有	無
(ア)	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜部分を除く。）	適	否	
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否	
	(イ) 前後の通路と識別しやすい構造	適	否	
オ	排水溝につえ等が落ち込まない構造の溝蓋の設置	適	否	
(3) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路				
ア	幅は、140cm以上	cm		
イ	戸の有無	有	無	
(ア)	出入口の幅は、90cm以上	cm		
	(イ) 自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否	
ウ	傾斜路の有無	有	無	
(ア)	幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm		
(イ)	勾配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/		
(ウ)	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置（勾配が1/20を超えるものに限る。）	適	否	
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否	
(エ)	両側は、転落を防ぐ構造	適	否	
(オ)	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設置	適	否	
(4) 敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定が困難である場合、1の(1)のア中「道等」を「当該公共的施設の車寄せ」とする。		適用		

3 出入口					
(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口 ((2)に該当するものを除く。)					
ア 幅は、80cm以上(▲)			cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)			適 否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口					
ア 幅は、90cm以上			cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。			適 否		
ウ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置			適 否		
エ 戸の前後の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等の設置(▲)			適 否		
4 廊下等					
(1) 利用者の利用に供する廊下等					
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ(▲)			適 否		
イ 階段の <u>上下端</u> 、傾斜路の <u>上端</u> に近接する部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設(▲)			適 否		
ウ 否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。(▲)			適 否		
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等					
ア 幅は、140cm以上(▲)			cm		
イ 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。(▲)			適 否		
ウ 適切に手すりを設置（入院施設がない診療所に限る。）(▲)			適 否		
手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置(▲)			適 否		
5 階段					
(2) 手すりの設置（踊場を含む。）			適 否		
手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置			適 否		
(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ			適 否		
(4) 段を容易に識別できる構造			適 否		
(5) つまづきにくい構造			適 否		
(6) 段鼻に滑り止めの設置			適 否		
(7) 蹴込板の設置			適 否		

(8) 階段の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）		適	否		
(9) 回り階段としない（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合を除く。）。		適	否		
6 傾斜路					
(1) 利用者の利用に供する傾斜路					
ア	手すりの設置（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く。）	適	否		
	手すりの始末端部に必要に応じて点字等による案内の設置	適	否		
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい仕上げ	適	否		
ウ	前後の廊下等・踊場と識別しやすい構造	適	否		
エ	傾斜がある部分の上下端に近接する踊場の部分（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設（▲）	適	否		
オ	否の場合、勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜路である。（▲）	適	否		
(3) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路					
ア	幅は、120cm以上（階段に併設するものにあつては、90cm以上）	cm			
イ	勾配は、1/8以下	1/			
ウ	高さ75cm以内ごとに、踏幅150cm以上の踊場を設置	適	否		
	踊場には傾斜がある部分と連続した手すりの設置（構造上やむを得ない場合を除く。）	適	否		
エ	両側は、転落を防ぐ構造	適	否		
オ	傾斜路の前後に車椅子使用者が安全に停止することができる平たんな部分を設置	適	否		
7 エレベーターその他の昇降機					
(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター・乗降ロビー					
ア	籠は、利用居室、ベビーチェアを設けた便房、車椅子使用者用駐車施設、乳幼児等用施設がある階・地上階に停止（▲）	適	否		
イ	籠・昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上（▲）	cm			
ウ	籠の奥行きは、135cm以上（▲）	奥行き	cm		
エ	籠の幅は、140cm以上（▲）	幅	cm		
	否の場合、籠の奥行き152cm以上・幅105cm以上（▲）	奥行き	cm		
		幅	cm		

オ	乗降ロビーの幅・奥行きは、それぞれ150cm以上(▲)	幅	cm		
		奥行き	cm		
カ	籠内・乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置(▲)	適	否		
キ	籠内に、籠の停止予定階・籠の現在位置を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ク	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置(▲)	適	否		
ケ	籠内に、戸の開閉等出入口の状況を確認することができる鏡の設置(▲)	適	否		
コ	籠内の左右両面の側板に、手すりを設置(▲)	適	否		
サ	籠内に、到着階・戸の開閉を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
シ	籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置の設置(▲)	適	否		
セ 不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター・乗降ロビー					
	(ア) 籠内・乗降ロビーの制御装置に、点字等による案内の設置(▲)	適	否		
	(イ) 乗降ロビーの制御装置に近接する廊下等（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）に点状ブロック等を敷設(▲)	適	否		
(3) 車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置		適	否		
(4) エスカレーターのくし板は、ステップ部と区別しやすい色(▲)		適	否		
8 便所					
(1) 利用者の利用に供する便所 ※別紙チェックリスト添付		適	否		
	利用者の利用に供する階の階数		階		
	便所設置階から除外する階の階数		階		
	利用者の利用に供する便所の数		箇所		
	偏りなく配置	適	否		
(2) 利用者の利用に供する便所の床面は、滑りにくい仕上げ		適	否		
(7) ベビーチェアを設けた便房（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の設置		適	否		
(8) (3)又は(4)以外の便所のうち1以上（男女の区別があるときは、それぞれ1以上）の便所					
	ア 戸は自動的に開閉又は容易に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない。	適	否		
	イ 手すり付きの腰掛式便器の設置	適	否		
	ウ 円滑に利用できる構造の洗面器を設置	適	否		
	エ 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器等（受け口の高さ35cm以下のものに限る。）を設置	適	否		
(9) (6)から(8)に定める便所・便房は次に定める構造					

ア	便所・便房の出入口の幅は、それぞれ80cm以上(▲)	便所	cm			
		便房	cm			
イ	車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保(▲)	適	否			
(10) (3)から(8)に定める便所の出入口に点字等による案内の設置(▲)		適	否			
9 駐車場						
総駐車施設の数		台				
(1) 車椅子使用者用駐車施設の設置 (200以下の場合は、2/100以上、200を超える場合は、1/100 + 2 以上)		台				
(2) 車椅子使用者用駐車施設の構造						
ア	幅は、350cm以上、奥行きは500cm以上	幅	cm			
		奥行き	cm			
イ	1(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適	否			
ウ	平たんな場所に設置	適	否			
10 レジ通路等						
レジ通路等の幅は、90cm以上		cm				
13 客席等及び舞台						
総座席数		席				
(1) 車椅子使用者用部分の設置 (総座席数が400以下の場合は、2 以上、400を超える場合は、1/200以上)		席				
ア	観覧しやすい位置に設置	適	否			
イ	幅90cm以上、奥行き135cm以上	適	否			
ウ	1 以上は、幅90cm以上、奥行き140cm以上(▲)	適	否			
エ	床は平らとし、表面は滑りにくい仕上げ	適	否			
(2) 高齢者、障害者等が客席等又は舞台袖口から舞台に上がることができる経路をそれぞれ1 以上確保		適	否			
14 標識						
次に掲げる設備・施設の付近に標識を設置						
エレベーターその他の昇降機(▲)		適	否			
ベビーチェアを設けた便房(▲)		適	否			
車椅子使用者用駐車施設(▲)		適	否			
乳幼児等用施設(▲)		適	否			

(1) 高齢者、障害者等の見やすい位置に設置(▲)	適	否		
(2) 標識に表示すべき内容は容易に識別できるもの(▲)	適	否		

15 案内設備				
(1) 案内板その他の設備の設置(▲)	適	否		
ア 高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすい案内設備の設置（配置を容易に視認できる場合を除く。）(▲)	適	否		
イ 点字等による表示(▲)	適	否		
(2) 案内所の設置(▲)	有	無		
16 案内設備までの経路（不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）				
(2) 道等から案内設備又は案内所までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路に整備(▲)	適	否		
(3) 視覚障害者移動等円滑化経路の構造(▲)	適	否		
ア 線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（進行方向を変更する必要が無い風除室内を除く。）(▲)	適	否		
イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち次に掲げる部分には点状ブロック等を敷設				
(ア) 車路に近接する部分(▲)	適	否		
(イ) 段の <u>上下端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
(ウ) 傾斜がある部分の <u>上端</u> に近接する部分(▲)	適	否		
否の場合、以下のいずれかに該当				
勾配1/20以下、又は高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜である。(▲)	適	否		
傾斜がある部分と連続して手すりを設けた踊場(▲)	適	否		
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備				
(3) 客席に、難聴者の聴力を補う設備を設置(▲)	適	否		
18 カウンター及び記載台				
(1) 高さは70cm程度(▲)	cm			
(2) 下部に、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設置(▲)	適	否		
19 乳幼児等用設備				
(1) 授乳ができる設備・おむつ交換ができる設備を4の(2)に定める廊下に面して設置(▲)	適	否		
出入口の幅は80cm以上(▲)	cm			

別紙 条例規則第2（8）便所 チェックリスト：A-2（小規模） 対応

- ・条例規則第2（8）に基づき設置する「利用者の利用に供する便所」の箇所数を確認するものとして、事前協議届出書に添付する適合状況項目表（A-2様式）の別紙チェックリストの様式です。
- ・各建築計画に伴せて階を増減させてご利用ください。

階	階全体の床面積 (㎡)	利用者の利用に供する 部分の床面積 (㎡) 告示適用後の床面積	階の種類	利用者の利用に供する便 所の箇所数 男、女※	備考
3 階			☐ 小規模階 ☐ その他の階	 男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階（理由： ） ☐ 利用者が滞在する時間が短い階（理由： ） ☐ その他管理運営上やむを得ない階（理由： ）
2 階			☐ 小規模階 ☐ その他の階	 男__、女__	☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階（理由： ） ☐ 利用者が滞在する時間が短い階（理由： ） ☐ その他管理運営上やむを得ない階（理由： ）
1 階			☐ 小規模階 ☐ その他の階	 男__、女__	☐ 便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある地上階 ☐ 利用者の利用に供する部分の床面積が著しく小さい階（理由： ） ☐ 利用者が滞在する時間が短い階（理由： ） ☐ その他管理運営上やむを得ない階（理由： ）
建物全体 (合計)					

※男女の別が無い場合は記載不要

第6号様式

指定施設工事完了届

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

川崎市福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指定施設の名称					
指定施設の所在地					
指定施設の種類		構 造	造 階		
協議受付番号及び協議終了年月日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

第1号様式

整備基準適合証交付請求書

(道路及び公園以外の公共的施設用)

年 月 日

(あて先)川崎市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定により、整備基準適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名	称								
所	在	地							
種	類		構造	造				階	
規	模	敷地面積	m ²		建築面積	m ²			
公共的施設の延べ面積		m ²							
用 途 の 内 訳	()	m ²							
	()	m ²							
	()	m ²							
	()	m ²							
	共用部分	m ²							
駐車場の駐車台数		(うち機械式 台・車いす使用者用駐車施設 台)		工事完了年月		年 月			
事前協議の有無		有(終了年月日 . . .) / 受付番号 . . .)・無			指定施設工事完了届の有無		有・無		
連	絡	先	住 所			法人名			
			氏 名			電 話			
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号							
※ 審 査 結 果 等									

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 必要な図書を添付してください。

3) 整備基準適用表（建築物等の事前協議の対象となる指定施設と整備項目）

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			1 移動等円滑化経路	2 敷地内の通路	3 出入口		4 廊下等（※1）	5 階段（※1）	6 傾斜路（※1）	7 エレベーターその他の昇降機（※1）	8 便所									9 駐車場	10 レジ通路等	11 浴室、シャワー室又は更衣室	12 客室	13 客席等及び舞台	14 標識	15 案内設備	16 案内設備までの経路（※2）	17 聴覚障害者用 (1) (2) (3) スクリーン等			18 カウンター及び記載台	19 乳幼児等用施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					(1) 内部出入口	(2) 外部出入口（※1）					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)									(1)	(2)	(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					利用者の利用に供する便所	床の滑り					車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房の構造	水洗器具	ペビーチェア	(3)、(4)以外の便所の構造	(6)から(8)の便所及び便房の構造	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所									利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所			利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所	利用者の利用に供する便所

●：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄 斜体：小規模施設

※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※3：移動等円滑化経路について緩和あり

※4：点状ブロック等の基準については▲

※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲

※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲

※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲

※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。

点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																																			
			1	2	3		4	5	6	7	8									9	10	11	12	13	14	15	16	17		18	19							
			移動等円滑化経路	敷地内の通路	出入口		廊下等（※1）	階段（※1）	傾斜路（※1）	エレベーターその他の昇降機（※1）	便所									駐車場	レジ通路等	浴室、シャワー室又は更衣室	客室	客席等及び舞台	標識	案内設備	案内設備までの経路（※2）	聴覚障害者用		カウンター及び記載台	乳幼児等用施設							
					(1)内部出入口	(2)外部出入口（※1）					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)									(1)	(2)			(3)						
																			(1)利用者の利用に供する便所	(2)床の滑り	(3)車椅子使用者用便房	(4)車椅子使用者用便房	(5)車椅子使用者用便房の構造	(6)水洗器具	(7)ペーパーチェア	(8)(3)、(4)以外の便所の構造	(9)(6)から(8)の便所及び便房の構造											
4	教育文化施設	(1)学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づくもの) (5)その他これらに類する施設	全ての施設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
			(2)自動車教習所 (5)その他これらに類する施設	1,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
			1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
		(3)博物館、美術館又は図書館 (5)その他これらに類する施設	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
			300㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
			(4)集会場又は公会堂 (5)その他これらに類する施設	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
		300㎡以上 500㎡未満		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
		500㎡以上 1,000㎡未満		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
		1,000㎡以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							
		5	公共交通機関の施設	(1)鉄道の駅 (2)港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	公共交通機関の施設に関する整備項目は 市条例施行規則 別表第3（233頁）を参照																																	
6	鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される道路、駅前広場その他これらに類する施設（(14)に該当するものを除く。）	鉄道の駅と一体として利用される施設に関する整備項目は 市条例施行規則 別表第4（238頁）を参照																																			
7	宿泊施設	(1)ホテル又は旅館 (2)その他これらに類する施設	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●							

●：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄 斜体：小規模施設

※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※3：移動等円滑化経路について緩和あり

※4：点状ブロック等の基準については▲

※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲

※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲

※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲

※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。

点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																										
			1	2	3	4	5	6	7	8					9	10	11	12	13	14	15	16	17		18	19			
			移動等円滑化経路	敷地内の通路	(1) 内部出入口 (2) 外部出入口（※1）	廊下等（※1）	階段（※1）	傾斜路（※1）	エレベーターその他の昇降機（※1）	(1) 利用者の利用に供する便所	(2) 床の滑り	(3) 車椅子使用者用便房	(4) 車椅子使用者用便房	(5) 車椅子使用者用便房の構造	(6) 水洗器具	(7) ペピーチエア	(8) (3)、(4)以外の便所の構造	(9) (6)から(8)の便所及び便房の構造	駐車場	レジ通路等	浴室、シャワー室又は更衣室	客室	客席等及び舞台	標識	案内設備	案内設備までの経路（※2）	聴覚障害者用(1) 窓口等 (2) スクリーン等 (3) 難聴者の聴力を補う設備の設置	カウンター及び記載台	乳幼児等用施設
商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●	●	●	▲	
	(2) ガス小売事業者の営業所及び事務所	300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	▲								▲	●	●				●	●	●		●	▲	
	(3) 小売電気事業者の営業所及び事務所	500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●	●	●	▲	
	(4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●	●	●	●		
	(5) コンビニエンスストア	30㎡以上200㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7												▲	▲	▲			▲	▲	
	(6) 薬局	200㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7												▲	▲	▲			▲	▲	
		200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●				▲	●	▲				▲	▲	▲			▲	▲	
		300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
		500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	●
	(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（(5)及び(6)を除く。）	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●				▲	●	▲				▲	▲	▲			▲	▲	
		300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
		500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	●
	(9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●				▲	●	▲				▲	▲	▲			▲	▲	
		300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				▲	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
		500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
	(10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●				▲	●	▲				▲	▲	▲			▲	▲	
		300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
		500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	●
	(11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	200㎡以上300㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●				▲	●	▲				▲	▲	▲			▲	▲	
		300㎡以上500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	▲	●	●		●	●	●			●	▲	
		500㎡以上1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	▲
		1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●			●	●

- ：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄 斜体：小規模施設
- ※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る
- ※3：移動等円滑化経路について緩和あり
- ※4：点状ブロック等の基準については▲
- ※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲
- ※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲
- ※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲
- ※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。
点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲
- ※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

区分	公共的施設	用途面積 (以上～未満)	整備すべき項目（下行の数字は規則別表第2の整備基準番号を示します）																															
			1	2	3	4	5	6	7	8									9	10	11	12	13	14	15	16	17		18	19				
			移動等円滑化経路	敷地内の通路	出入口		廊下等（※1）	階段（※1）	傾斜路（※1）	エレベーターその他の昇降機（※1）	便所									駐車場	レジ通路等	浴室、シャワー室又は更衣室	客室	客席等及び舞台	標識	案内設備	案内設備までの経路（※2）	聴覚障害者用		カウンター及び記載台	乳幼児等用施設			
					(1)内部出入口	(2)外部出入口（※1）					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)									(1)	(2)			(3)	(1)	(2)
9	共同住宅等	(1) 共同住宅	1,000㎡以上 2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	▲	●	▲						▲	▲	▲				▲			
			2,000㎡以上	●	●	●	※4	●	●	●	※9	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●					●	●	●				▲		
		(2) 寄宿舎又は下宿	1,000㎡以上 2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲			●			▲	▲	▲				▲		
			2,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●			●			▲	▲	▲				▲	
10	事務所	事務所	1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●					▲	▲	▲					●		
11	1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●							●	▲	●	●				●	●	●				●	▲		
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●								●	▲	●	●				●	●	●				●	●	
		(2) 公衆便所	1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	● (50㎡以上)		●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●				●	▲	
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	▲	●	●				●	●	●				●	●	
		(3) 公衆浴場	300㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●				●	▲	
			300㎡以上 500㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●				●	▲
			500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●				●	▲
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●				●	●
		(4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場又は遊技場	300㎡以上 500㎡未満	●	※3	▲	※4	▲	※5	※6	※7	●	●	●	●	●	●		●	▲	●	●	●			●	▲	▲	▲			▲	▲	▲
			500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●			▲	●	▲
			1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●			▲	●	●
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●			●	●	●			▲	●	●
		(5) 路外駐車場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※7	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●				▲	▲	▲				●	▲	
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※8	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				▲	▲	▲				●	●
			2,000㎡以上	●	●	●	※4	●	●	●	※9	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●				●	●
				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●				●	●
		(6) 展示場	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●				▲	●	▲
			1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●				▲	●	●
				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●				▲	●
	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				●	●	●				▲	●	●	
(7) 体育館、水泳場、ホーリング場その他これらに類する運動施設	500㎡以上 1,000㎡未満	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●				●	●	●			▲	●	▲		
	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●	●				●	●	●			▲	●	●	
(8) 工場		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				▲	▲	▲				●			
	1,000㎡以上	●	●	●	※4	※4	※4	※4	※10	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	▲	●	●				▲	▲	▲				●			
12	公共用歩廊	公共用歩廊	2,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
13	複合施設	複合施設	1,000㎡以上	●	●	●	●	●	●	●	※11	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

●：整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目 用途面積欄 斜体：小規模施設

※1：点状ブロック等の基準については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※3：移動等円滑化経路について緩和あり

※4：点状ブロック等の基準については▲

※5：階段の幅の規定なし。点状ブロック等の基準については▲

※6：移動等円滑化経路について緩和あり。点状ブロック等の基準については▲

※7：制御装置の点字等については不要。それ以外の規定については▲

※8：制御装置の点字等については不要。点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※9：点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※10：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり。

点状ブロック等及びエスカレーターの基準については▲

※11：4階以上の階を有する施設に限る。2,000㎡以上の場合、籠の幅について緩和あり

建築物移動等円滑化基準チェックリスト（令和7年6月1日施行）

- 施設等の欄の（第〇条）はバリアフリー法施行令の該当条文です。
- 施設等の欄の【第〇条】は川崎市福祉のまちづくり条例第4章（委任規定）の該当条文で、建築物移動等円滑化基準に付加した事項です。
- 委任規定で追加した特定建築物は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*（「不特定多数の者等*」という）」とあるのを「多数の者」と読替えて基準を適用します。

○一般基準（不特定多数の者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
廊下等※屋内 （第11条）	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1、※2 ③利用するすべての廊下等について、上記①から②を満たしているか。	
階段※屋内 （第12条） 【第28条】	①手すりを設けているか（踊場も含む） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※1、※3 ⑥主たる階段を回り階段としていないか ⑦主たる階段の幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度としてないものとみなす）は、130cm以上であるか 当該階段を共同住宅に設ける場合並びに当該階段を設けようとする特別特定建築物等に令第19条第2項第5号に規定するエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている場合には、適用しない ⑧利用するすべての階段について、上記①から⑦を満たしているか。	
傾斜路※屋内 （第13条）	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は除く） ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※1、※4 ⑤利用するすべての階段について、上記①から④を満たしているか。	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く（平成18年告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く（平成18年告示第1497号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 告示で定める以下の場合を除く（平成18年告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準（不特定多数の者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
便所 （第 14 条・ R6 告示第 1074 号） 【第 29 条】	①不特定多数の者等*が利用する階（以下「便所設置階」という。）の階数に相当する数の便所を、特定の階に偏ることなく利用上の支障がない位置に設けているか ※5:別紙「政令第14条及び条例第 29 条(便所)チェックリスト」要添付 ②便所設置階には、原則車椅子使用者便房を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつてはそれぞれ1以上）設けているか また以下のいずれかに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上、設けているか ※6:別紙「政令第14条及び条例第 29 条(便所)チェックリスト」要添付 (1) 不特定多数の者等*の利用部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合（便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上） 小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上 (2) 不特定多数の者等*の利用部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合（当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上） 当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下:2以上 当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超:利用部分の床面積を20,000㎡で除した数（端数切り上げ）以上 (3)建築物全体の床面積の合計が1,000㎡未満の場合は1以上 ③車椅子使用者用便房 (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ④水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（①の規定により設ける便所のうち1以上） ⑤小便器を設ける場合には、床置式の小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けているか（①の規定により設ける便所のうち1以上） ⑥床の表面は、滑りにくい材料で仕上げているか ⑦車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか	
劇場等の 客席 （第 15 条・ R6 告示第 1073 号）	①車椅子使用者用部分を設けているか（座席数が400以下の場合は2以上、座席数が400を超える場合座席数の1/200以上（端数切り上げ）） (1)幅は90cm以上であるか (2)奥行は135cm以上であるか (3)床は平らであるか	
ホテル又は 旅館の客室 （第 16 条・ H18 告示第 1495 号・ R6 告示第 1074 号）	①客室の総数が50以上で、車椅子使用者用客室を1以上設けているか ②便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能） (1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか (2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様） (3)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様） ③浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能） (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (2)車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか (4)出入口の戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	—

※5 告示で定める以下の階に該当する場合を除く（令和6年告示第 1074 号第二）

- ・地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

※6 告示で定める以下の階に該当する場合を除く（令和6年告示第 1074 号第五）

- ・地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、別の階に設ける場合
- ・男子用（女子用）の便所のみを設ける階において、男子用（女子用）の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

○一般基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等*が利用するすべての部分に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
敷地内の 通路※屋外 (第 17 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	—
	②段がある部分	
	(1)手すりを設けているか (2)識別しやすいものか (3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
	(1)手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く） (2)前後の通路と識別しやすいものか	
	④利用するすべての敷地内通路について、上記①から③を満たしているか。	
駐車場 (第 18 条)	① 車椅子使用者用駐車施設を設けているか（駐車台数が200以下の場合駐車台数の2/100以上、駐車台数が200を超える場合駐車台数の1/100+2以上（どちらも端数切り上げ））※7	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路（車椅子使用者用経路含む）が短い位置に設けられているか	
標識 (第 20 条・ 省令第 113 号)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか（日本工業規格Z8210に適合しているか）	
案内設備 (第 21 条・ H18 告示第 1491 号)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか（①、②の代替措置）	

※7 告示で定める以下の場合を除く（令和6年告示第 1072 号第一、第二）

- ・不特定多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入り口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
- ・不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合に、上記かつ不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数合計が、令18条第1項各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数以上であること
- ・増築又は改築を行う場合は告示第1072号第三による

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準）※1、※2

施設等	チェック項目	チェック
案内設備 までの経路 (第 22 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は除く）	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※1、※3	

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る

※2 告示で定める以下の場合を除く（平成 18 年告示第 1497 号第四）

- ・自動車庫庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※3 告示で定める以下の部分を除く（平成 18 年告示第 1497 号第五）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（道等から利用居室、車椅子使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	チェック
移動等円滑化経路(第19条第2項第一号) 【第30条】	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 (第19条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ③直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上であるか	
廊下等※屋内 (第19条第2項第三号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上) ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路※屋内 (第19条第2項第四号)	①幅は140cm以上であるか(共同住宅は120cm以上)(階段に併設する場合は90cm以上) ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー (第19条第2項第五号・H18告示第1493号)	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか ②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③籠の奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合 (1)上記①から⑦を満たしているか (2)籠の幅は、140cm以上であるか (3)籠は車椅子が転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 (1)上記①から⑧を満たしているか (2)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか (3)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか (4)籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	—
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第19条第2項第六号・H18告示第1492号)	①エレベーターの場合 (1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか (2)籠の幅は70cm以上であるか (3)籠の奥行きは120cm以上であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) (4)籠の床面積は十分であるか(車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合) ②エスカレーターの場合 (1)車椅子使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
敷地内の通路※屋外 (第19条第2項第七号・第19条第3項)	①幅は140cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか ③戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 (1)幅は140cm以上であるか(段に併設する場合は90cm以上) (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	—
(第19条第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(平成18年告示第1494号)
・自動車庫に設ける場合

別紙 政令第14条及び条例第29条（便所）チェックリスト

・政令第14条に基づき設置する「不特定多数の者等が利用する便所」及び「車椅子使用者用便所」の箇所数を確認するものとして、**確認申請図書に添付するチェックリストの別紙様式です。**
・各建築計画に併せて階を増減させてご利用ください。

階	階全体の床面積 (㎡)	不特定多数の者等 が利用する部分の床 面積 (㎡) 告示適用後の 床面積 (㎡)	階の種類	不特定多数の者等が 利用する便所の箇所 数 男、女	車椅子使用者用便所 の箇所数 男、女	備考
5階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階 ☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
4階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
3階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
2階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
1階		☐ 大規模階 ☐ 小規模階 ☐ その他の階				☐ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 () ☐ 不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 () ☐ その他管理運営上やむを得ない階 () ☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階
建物 全体 (合計)						☐ 当該階に設けるべき車椅子使用者用便所を別の階に設ける階 (設置階: 階、別の階に設けた数:) ☐ 男子用 (女子用) の不特定多数利用便所・車椅子使用者用便所のみ設ける階



川崎市福祉のまちづくり条例
普及啓発キャラクター
「ふくまっち」

問い合わせ窓口

- ・ **建築物、駐車場**

事前相談、事前協議、完了検査

- ・ 整備基準適合証交付

- ・ 整備済ステッカー交付

まちづくり局指導部建築管理課

Tel 044-200-3088

本庁舎18階

- ・ **鉄道の駅、鉄道の駅と
一体として利用される施設**

事前相談、事前協議、完了検査

まちづくり局交通政策室

Tel 044-200-3549

本庁舎19階